

先生各位

## 新規検査項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび新たに下記項目の受託を開始することになりましたのでご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《受託開始日》 平成 30 年 4 月 2 日（月）受付分より

《検査要項》

検査項目名称	便中カルプロテクチン
検査コード	0029
JLAC10	5C235-0000-015-023-01
診療行為コード	160210050
検体量	糞便
保存・容器	必凍・KC（専用）
実施料（判断料）	276 点（尿・糞便）
所要日数	5 ～ 10 日
検査方法	FEIA 法
基準値	50.0 以下 mg/kg (潰瘍性大腸炎の内視鏡的非活動状態のカットオフ値 300.0 以下 mg/kg)
備考	重複依頼不可

保険収載名称：カルプロテクチン（糞便）

保 険 注 釈：ア カルプロテクチン（糞便）を慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助を目的として測定する場合は、FEIA 法により測定した場合に算定できる。ただし、腸管感染症が否定され、下痢、腹痛や体重減少などの症状が 3 月以上持続する患者であって、肉眼的血便が認められない患者において、慢性的な炎症性腸疾患が疑われる場合の内視鏡前の補助検査として実施すること。また、その要旨を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本検査を潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として測定する場合は、ELISA 法又は FEIA 法により測定した場合に、3 月に 1 回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を 1 月に 1 回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。



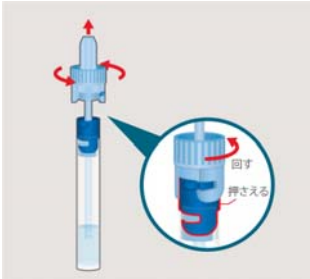
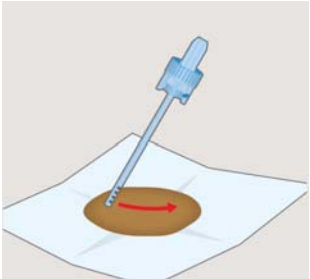

ウ 慢性的な炎症性腸疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助又は潰瘍性大腸炎の病態把握を目的として、本検査及び大腸内視鏡検査を同一月に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。

《 解 説 》

消化器症状を呈する場合、炎症性腸疾患と機能性腸疾患が主な鑑別疾患となりますが、両疾患の鑑別には大腸内視鏡検査を行う必要があります。

カルプロテクチンは、好中球の顆粒中に豊富に含まれており、腸管局所で炎症が起こると白血球が腸管壁を通じて管腔内に移行します。そのため、糞便中のカルプロテクチン量を測定することで、腸管炎症度を把握することが可能になり、慢性的な炎症性疾患（潰瘍性大腸炎やクローン病等）の診断補助ならびに内視鏡検査の実施判断を補助します。

《専用容器の取扱い方法》

容器形態	検査項目	保存
<div style="text-align: center;">  </div> <div style="text-align: center;">  </div> <p>• 内容： トリス緩衝液 BSA アジ化ナトリウム (0.1%以下)</p> <p>• 貯蔵方法：冷蔵</p> <p>• 有効期間：1年</p>	便中カルプロテクチン【FEIA法】	必凍
	採取方法	
	<div style="text-align: center;">  </div> <p>1. キャップの青色部分を押さえながら、その上の水色部分を左に回し、スティックを引き抜きます。</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>2. スティック先端の4つの溝が、十分に埋まるように便をこすり取ります。</p>
	<div style="text-align: center;">  </div> <p>3. スティックの先端についた便をトイレットペーパー等で取り除きます。</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>4. スティックを容器に差し込み、キャップの水色部分が青色部分にカチッと合まるまで右に回します。</p>
<p>●注意事項</p> <p>容器中の保存液が、目や口に入ったり皮膚に付着したりしないようご注意ください。誤って付着した場合は水で十分に洗い流してください。</p>		